

周防大島町で農業を始めませんか？ 令和3年度 受講生募集！

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島町で農業を営むこと、援農作業を希望する方を対象として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学ぶ塾を開講しています。

- ◆対象者 次のいずれかに該当する方
 - ・将来周防大島町で農業を営むことを希望する方
 - ・援農作業を希望する方
- ◆応募期限 4月16日(金) ※先着順

周防大島みかんいきいき営農塾

- 募集人数 38人
- 参加費 8,000円
- 受講期間 5月～令和4年4月
毎月1回、第1火曜日予定
- 会場 大島柑きつ振興センター他
- 研修内容 みかん栽培、農薬の防除方法等



J A生き生き帰農塾

- 募集人数 20人
- 参加費 8,000円
- 受講期間 5月～令和4年4月
毎月1回、第3水曜日予定
- 会場 J A山口県久賀支所他
- 研修内容 農業初心者向けに野菜等幅広い作物の栽培基礎等



◆申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820 (79) 1007

後期高齢者医療保険料の

年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

- ①本年2月に年金から天引きされた方
 - ②昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）
- ※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年

金天引きとならない場合があります。

- ◆年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合があります）

- 問い合わせ
健康増進課 医療保険班 ☎0820 (73) 5502